人の旅行者の満足度について平成二十八年までに「大変満足」と回答する割合を四十五パーセント及び「必ず再訪したい」と回答する割合を六十パーセントとすること、日本人の国内観光旅行による一人当たりの宿泊数を平成二十八年までに年間二・五泊とすること並びに観光地域の旅行者の総合満足度について「大変満足」と回答する割合及び再来訪意向について「大変そう思う」と回答する割合を平成二十八年までにいずれも二十五パーセント程度にすることという新たな観光立国推進基本計画の目標の達成に寄与することを目指している。

このため、観光圏の形成を図ろうとする地域において、観光地間の連携、地域の幅広い産業間の連携及び国・地方公共団体と民間主体間の連携という三つの連携を促進することで、観光圏整備事業の着実な実施を図り、観光旅客の来訪及び滞在の促進という具体的な目に見える成果を挙げることによって、地域の活性化を図ることが、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号。以下「法」という。）に基づく今般の施策の目標である。

二　観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

1　観光圏整備計画の記載事項に関する留意事項

(1)　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光圏整備計画を作成しようとする地域における観光旅客の来訪及び滞在の現状及び課題を踏まえ、観光圏としての基本的な取組、課題解決の方向性等の基本方針を明確にすることが期待される。

その際、地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、他の競合する地域と比較・分析し、観光旅客が他地域と明確に区別できる特徴を明らかにすること。

(2)　観光圏の区域

観光圏の区域を定めるに際しては、既存の行政区域にとらわれず、自然、歴史、文化等における観光地間の密接な関係に加え、生活圏としての関係を踏まえつつ、地域における滞在交流型観光の浸透も含め、観光旅客の(3)に定める主たる滞在促進地区からの具体的な動線、ニーズ等を勘案して、当該観光圏の区域が、中長期的に安定的かつ継続的に一体性を確保できるものかどうか、また、観光旅客による二泊三日以上の滞在に対応可能かどうかという観点から、地域において自主的に設定するものとする。

(3)　滞在促進地区の区域

観光圏内において、特に宿泊地としての魅力向上に重点的に取り組み、観光旅客の滞在を促進する地域の地理的範囲を具体的に定めるものとする。観光圏の滞在の拠点として、観光旅客の滞在の促進を図る地域として合理的な範囲であり、かつ、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）に基づく登録ホテルその他の宿泊施設が複数集積していることが必要である。この場合において、一つの観光圏内に複数の滞在促進地区が所在することは差し支えないが、その際、観光圏整備事業の効果的な実施の観点から、観光旅客の具体的な動線、ニーズ等を勘案して、主たる滞在促進地区を明らかにするものとする。

(4)　観光圏整備計画の目標

観光圏としての核となる地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、地域が目指すべき方向性を明確にすることが期待される。

その上で、例えば、主たる滞在促進地区における宿泊観光客の宿泊数、リピーター率、旅行者満足度の増加等の観光圏整備事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立ててその実現を図ること、観光地域づくりに関して地域が目指すべき方向性を企画・立案し、関係者との認識共有及び合意形成を行い、かつ、具体的な事業の実務を適正に実施するために必要な知識及び経験を有する者（以下「観光地域づくりマネージャー」という。）の育成等により継続的・自律的な活動体制を確立すること等を計画期間中の目標とすることが期待される。

(5)　観光圏整備事業及びその実施主体

観光圏整備事業については、民間主体による創意工夫ある取組を尊重しつつ、観光圏整備計画における基本的な方針に沿って、四に定める事項を参照しながら、地域において自主的・自律的に検討及び実施することが期待される。地方公共団体、宿泊事業者、交通事業者、農林漁業者、商工業者等の関係者の役割分担を明確にしつつ、協議会の協議等を経て、個々の観光圏整備事業の効果に関して検討した上で、観光圏整備事業の概要、実施主体及び実施期間を簡潔に列挙することが期待される。

事業の実施主体については、地域における創意工夫に富む効果的な取組の実施の観点から、運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽・レジャー、旅行業等の代表的な観光関連産業のみならず、農林漁業、商工業等も含めた地域の幅広い業種間での連携及び協力が期待される。事業の実施に当たっては、その一体的かつ継続的な実施を促進し、もって効果的な観光地域づくりが進められるよう、法人格を有する観光地域づくりプラットフォームが事業の総合的な企画・立案、関係者間の調整、実施状況の管理・評価等を行うことが期待される。

地域において観光地域づくりプラットフォームを設立・運営するに当たっては、観光地域づくりプラットフォームに関する事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、複数の観光地域づくりマネージャーを構成員とし、観光地域づくりマネージャーを中心として四に定める事項の確実な実施等を担保するなど、一体的・総合的な観光地域づくりを推進できる体制を整えるものとする。

(6)　計画期間

計画期間は、五年程度を原則とし、期間中における計画見直しの手順等を明示するものとする。

(7)　その他留意事項

法第四条第三項の規定に基づき、観光圏整備計画は、国土形成計画、国土利用計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画等との調和が保たれたものでなければならない。

また、観光圏整備計画の作成に当たっては、社会資本整備に係る計画、環境保全に係る計画等の既存の計画の把握に努めるとともに、関連する計画との調和を保つ必要がある。

2

三

このため、観光圏整備計画に他の法律の規定による地域振興に関する計画等に位置づけられた土地や自然環境保全上重要な地域等で行われる事業が含まれる場合には、関係する行政機関等関係者との連絡調整を十分に行い、各種振興計画等や環境保全との調和を保つとともに、農地転用規制等その他の法令の規定による規制等に十分留意することが重要である。

なお、観光圏整備計画に法第九条に規定される農山漁村交流促進事業を定める場合においては、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の関係規定及び同法第四条第一項の規定に基づき定められている定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成二十三年十月三日農林水産大臣公表）を踏まえたものでなければならない。

滞在促進地区に関する基本的な事項

滞在促進地区においては、現在の宿泊旅客の評価及びニーズを踏まえ、宿泊エリアとして地域と一体となって、もてなしの質的向上、泊食分離、地産地消等の創意工夫ある取組の実施といった滞在促進地区内における宿泊の促進の取組に加え、共通入湯券の導入等による回遊の楽しみの確立、観光圏内の情報拠点としての利便性向上、観光資源へのアクセス拠点としての利便性向上等、滞在促進地区を中心に観光圏内全体へ観光旅客の滞在及び回遊を促進する取組を重点的に実施することが期待される。

このため、滞在促進地区においては、具体的な区域を定めるとともに、観光圏整備実施計画において、当該地区のソフト・ハードそれぞれの観点から必要となる事業を具体的に示すとともに、当該事業を実施する民間団体、宿泊事業者等を明確にし、列挙する必要がある。

四　観光圏整備事業に関する基本的な事項

1　事業内容

観光圏として、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを通じた滞在交流型観光への転換を図るため、観光圏整備事業については、法第二条第三項各号に掲げる事項を効果的かつ一体的に実施するために必要な取組を、以下の観点を踏まえつつ、観光圏整備計画にお